

平成 年 月 日

長野県知事 様

産業廃棄物減量化・適正処理実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物減量化・適正処理実践計画書を提出します。

協定開始年度	平成21年度	
計画年度(いずれか0)	当初年度分 ・ 第2年度分 ・ 第3年度分	
会社名	有限会社 山久土建	
住所	〒391-0104 長野県諏訪郡原村5965番地1	
代表者名	代表取締役 宮坂 光治	
業種	製造業 ・ 建設業	
処理施設 所在地 (処理施設を有する場合)	施設名	所在地
担当部署		
担当者名	専務取締役 宮坂 直志	
連絡先	TEL	0266-79-5758
	FAX	0266-79-6089
	電子メールアドレス	yamakyu@kuramasa.co.jp
ホームページアドレス	http://www.kuramasa.co.jp	

1 産業廃棄物減量化・適正処理実践方針

本年度も引き続き、産業廃棄物の発生抑制を最重点項目におき、現場毎に産業廃棄物の管理目標を設定し、目標達成のため計画を施工前に策定する。施工段階において、状況を随時確認し、好ましくない場合は施工状況の見直しをするなど目標達成のための継続的な努力を行い、全社員の適正処理に対する意識向上を図る。

現場毎に掲示板を設置し、産業廃棄物の排出・処理状況について公表をして地域住民の方々にわかりやすく知ってもらうことで、信頼の確保に努める。

2 取組み目標

- * 前年度実績値については、当初年度計画の場合は申込年度の前年度4月1日から3月31日までの数値とし、第2及び第3年度計画の場合は計画年度の前年度4月1日から3月31日までの数値とする。
- * 当年度目標値については、計画年度の4月1日から3月31日までににおける数値とする。

(1) 排出抑制目標値

当年度目標値	前年度実績値	(参考) 平成10年度実績値
1.00t/百万円 (排出量/完成工事高)	1.42t/百万円 (排出量/完成工事高)	

* 排出抑制目標値の単位は一律に定めないので、事業者毎に目標として適切な単位を採用する。<(例) 重量、単位面積当たり重量、単位事業費当たり重量など>

(2) リサイクル率目標値

廃棄物の種類	当年度目標値(%)	前年度実績値(%)
コンクリート殻	100	100
アスファルト殻	100	100
木くず	90	—
全体	99	100

* リサイクル率は現地確認等で最終的なリサイクルを確認できる数字で記載する。

(3) リサイクル製品使用率目標値

製品(材料)種別	当年度目標値(%)	前年度実績値(%)
砕石	100	67
アスファルト混合物	90	—

* リサイクル製品使用率 = リサイクル製品(材料)使用量 / 全体材料使用量 (%)

3 産業廃棄物処理責任者等

職	氏名	職務内容
土木部長	小澤 史明	統括管理責任者

* 必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開

産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等を記入した掲示板を現場毎に設置し、また、当社ホームページ上の「産業廃棄物処理への取り組み」ページを設けることで、情報公開を行う。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明（処理施設を有する場合のみ）

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
	有・無	
	有・無	

6 処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画

区分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	コンクリート殻	現場毎に担当者が、毎月1回以上は処理状況の確認を行い、土木部長に報告する。
	アスファルト殻 木くず	
最終処分場		

7 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
社員講習会	関係協会・組合等主催の講習会に積極的に参加し、産業廃棄物処理について得た情報を、当社事例と照査しながら社員教育を実施する。

8 リサイクル促進に向けた取組み（計画段階、実施段階での工夫など）

各現場でリサイクルボックスを設置、廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。

- ・計画段階でリサイクル製品の使用を心がける。
- ・会社内では、コピー用紙等の裏紙を積極的に利用する。
- ・データ管理及び社内メール等を利用し、ペーパーレスに心がける。

9 処理を委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底

委託処理した廃棄物が不適正処理されたことが判明した場合は、直ちに関係機関に連絡を行うとともに、状況確認を行う。そして、関係機関との連絡を密にとりながら、原因の究明についての協力体制をとる。不適正処理された廃棄物の撤去や最終処分については、原因者に強く要請するが排出事業者として適切な処理を行う。

10 他の不適正処理を発見した場合の協力体制

他の不正処理に対しても、日頃注意を払うよう全員へ喚起し、不適正と求められる処理現場を発見した場合には、直ちに関係機関への情報提供を行う。

11 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合のみ）

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

再生品の利用など環境への負荷の少ない製品を使用するよう努める。
将来廃棄された場合でもリサイクルできる製品・材料を優先し使用する。
廃棄物の分別を徹底して極力再生利用を推進する。
全社あげて社内用には裏紙を利用するなどして廃棄物を減量する。